

手続的公正がもたらす諸効果の実証的研究

ー道路のバリアフリー事業を題材にー

東北工業大学 青木 俊明*

By Toshiaki AOKI

本研究では、中心市街地の道路バリアフリー事業を題材に、手続的公正の効果に着目しつつ、合意形成の心理機構を検討する。まず、事業の住民懇談会の委員に質問紙を用いたパネル調査を行い、参加者の意識を時系列で計測した。繰り返しのある1元配置分散分析と共分散構造分析を適用した結果、1) 懇談会の公正な運営により、行政に対する信頼感と手続的公正の評価が有意に改善した、2) 懇談会前の賛否態度は行政に対する信頼に強く規定されている、3) 事業情報を得ることにより、委員は自分なりの事業の妥当性評価に基づいて賛否態度を決定する、ことが示唆された。

【キーワード】合意形成、手続的公正、公正効果、ワークショップ

1. はじめに

近年、公共開発の際に市民参加を実施する自治体が急速に増加している。それに伴い、効率的な市民参加の方法が求められている。効率的な市民参加を検討するためには、その基礎として、公共開発における合意形成の心理機構を理解する必要がある。

これまで、市民参加に関しては、市民意識に関する研究¹⁾やコミュニケーション技術の開発²⁾が行われてきた。これらの研究では市民の意識変化や市民参加の補助ツールの有効性について報告しているが、意識変化の理由やメカニズムについては明らかにされていない。

一方、社会心理学分野では、提案への賛同度は、提案内容の公正さ（分配的公正）と提案までの手続きの公正さ（手続的公正）によって強く規定されることが報告されている³⁾。これらの研究の理論フレームは公共開発における合意形成を検討する上で極めて有益であるが、これらの研究は国家政策への賛否や裁判での判決受容を対象にしており、公共開発に即したフレーム設定になっていない。すなわち、社会的利益と私的利益の共存などが明示的に含まれていない。そこで、本研究では、既存研究のフレー

ムを活用しつつ、実際の開発例を題材に合意形成の心理機構を検討する。すなわち、手続的公正がもたらす諸効果や合意のメカニズムについて検討する。

2. 理論的仮説

公正研究に従えば、プロジェクトへの賛同度は事業の妥当性（分配的公正）と事業プロセスの公正さ（手続的公正）によって規定される。さらに、公正な手続きの実施により、fair process effectが生じる。fair process effectとは意思決定の際に公正な手続きを行うことによって提案内容への賛同度や権威者の信頼感が向上する現象である⁴⁾。公共開発においても、この現象を抑制する特別な要因が見当たらないことから、公正な手続きの実施により、fair process effectが生じると考えられる。

このとき、重要になるのは公正な意思決定過程とは何かと言うことである。Leventhal⁵⁾は手続きが公正と見なされる条件として、一貫性、偏見の抑制、情報の正確さ、修正可能性、代表性、倫理性の6条件を挙げている。一方、馬場⁶⁾は実際の公共開発の経験に基づき手続的公正の条件として、代表性、発言機会、情報アクセス、修正可能性、誠実さの5条件を挙げている。そのため、これらの要件が満たされ

* 建設システム工学科 電話 022-229-1151 内 431

れば公正な意思決定過程と思われる。

これを市民参加の場面に適用してみると、次のように推察される。市民参加の例として地元住民からなる住民懇談会を考えると、上記条件を満たすような運営がなされれば、その事業の意思決定過程は公正であると見なされることになる。すなわち、仮説1が導出される。さらに、fairness process effectが生じるため、仮説2と仮説3が予測される。

仮説1 懇談会が公正に運営されることにより、行政に対する手続的公正の評価は改善する。

仮説2 手続的公正の評価が改善することにより、行政への信頼感は向上する。

仮説3 手続的公正の評価が改善することにより、事業の賛同度は向上する。

公正研究に従えば、事業の賛否態度は分配的公正と手続的公正によって規定されることになる。しかし、懇談会開催前など、十分な事業情報を持たない状況では、市民は分配的公正と手続的公正に基づいて賛否態度を形成することは難しいと思われる。

人間の態度形成のメカニズムを述べた精緻化見込みモデル⁷⁾に従えば、そのような状況では人は周辺情報に基づいて態度形成を行うと考えられる。すなわち、行政に対する信頼感に基づいて事業への態度を決定すると考えられる。青木ら⁸⁾は心理実験を行い、この妥当性を確認しているが、現実場面での検証は行っていない。そこで、本稿では仮説4を実際の懇談会で検証する。

仮説4 事業情報を十分に持たない状態での賛否態度は信頼感に強く規定される。

懇談会実施後、参加者は十分に事業情報を得ていると思われる。このとき、参加者は判断材料を持っているため、分配的公正と手続的公正に基づいて賛否態度が形成されると考えられる。

ところで、一般に、手続的公正は、個人が大きな負担を強いられる場合に強い影響力を持つことが知られている⁹⁾。このことは、裏を返せば、個人の負担が小さい場合には分配的公正、すなわち、社会的利益や自己利益が重要な判断要因となることを意味

している。そのため、懇談会参加者や一般市民の負担が極めて小さいプロジェクトでは、事業情報を得た参加者は分配的公正の評価に基づいて事業の是非を判断すると考えられる（仮説5）。

仮説5 事業情報を十分に持った状態での賛否態度は分配的公正に強く規定される

以下、住民懇談会参加者を対象としたパネル調査のデータを用いて、上記の5つの仮説を検討する。

3. 調査概要

本稿では、宮城県古川市の道路バリアフリー事業のための住民懇談会を題材にする。懇談会は3回開催され、13名の委員に対して、4回の意識調査を行った。最初の調査票は初回の懇談会開催前に調査票を郵送で送付し、懇談会当日に回収した。残り3回は、毎回、懇談会の終了後に調査票への記入を依頼し、その場で回収した。なお、本研究では、懇談会の公正な運営が必要条件となるが、本懇談会は筆者が司会を勤め、公正な運営を心懸けた。

調査項目を表-1に示す。質問紙では、主に、分配的公正、信頼感、同調圧力、手続的公正、賛否態度、について計測した。計測には6件法を用いた。

4. 分析結果

(1) 手続的公正の評価

懇談会の公正な運営が研究の前提であるため、まず、それが満たされているか検討しなければならない。そこで、表-1にある手続的公正に関する項目の平均値をみると、全ての項目において評定値は中央値の3.5を上回っていた。このことから、懇談会は公正な運営が行われていたと言えよう。なお、紙面の都合上、ここでは、懇談会運営の公正さに関する評価のみを図-1に示す。

次に、手続的公正の評価をみると、回を重ねる毎に全項目の評価値が増加していた。繰り返しのある一元配置分散分析(ANOVA)を行ったところ、情報開示の十分さを除く全項目で有意差が確認された(委員選定の適切さ ($F(3,21)=4.20, p<.05$)、意見表明

表-1 変数及び質問文の一覧

構成概念	変数	質問文	α_0	α_1	α_2	α_3
分配的公正	事業の妥当性	この事業は実施の必要性が高いと思う				
		バリアフリー整備の実施は妥当だと思う	.85	.74	.87	.81
	自己利益感	今回の整備は地域にとって十分なメリットがある				
		バリアフリー整備は自分（自分達）にとってメリットがある 今回の整備は自分（自分達）にとって好ましい	.93	.73	.76	.72
信頼	行政への信頼	バリアフリー整備に対する行政の説明は信頼できる	.70	.62	.90	.71
		日頃から行政を信頼している				
同調圧力	同調圧力	懇談会全体の意見にできるだけ合わせた方が良いと思う	－	.82	.89	.75
		発言の際、ほかの参加者の意見に配慮した				
	代表性	懇談会には必要なメンバーが十分に含まれている	－	－	－	－
		今回の事業に関する情報は十分に開示されている	.64	.91	.72	.74
手続的公正	情報開示	懇談会では具体的な情報が提示されていた				
		質問を行う機会は十分に設けられていた	.66	.80	.68	.64
	意見機会	参加者が意見を述べる機会は十分に設けられていた				
		質問に対する行政の回答は十分なものであった	.72	.92	.69	.95
	回答度合	質問に対して行政は適切に回答していた				
		行政側の対応は礼儀正しいものであった	.84	.83	.73	.73
賛否態度	賛同意向	行政の説明は丁寧であった				
		あなたの意見は十分に尊重されていると感じた				
		運営の公正さ	懇談会の進め方は公正であった	－	－	－
賛否態度	賛同意向	あなたはこの事業にどのくらい賛同しますか？				

α_0 : 懇談会前、 α_1 : 第一回の懇談会後、 α_2 : 第二回の懇談会後、 α_3 : 第三回の懇談会後

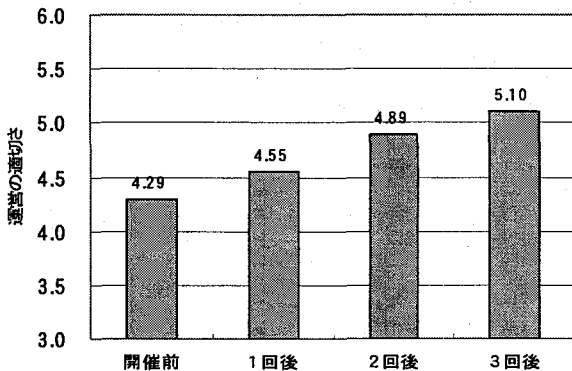


図-1 懇談会運営の適切さ

機会の十分さ ($F(3,21)=33.17, p<.01$)、行政の回答の適切さ ($F(3,21)=5.24, p<.01$)、委員への尊重感の高さ、 ($F(3,21)=13.08, p<.01$)、懇談会運営の公正さ ($F(3,21)=3.65, p<.05$)、情報開示の十分さ ($F(3,21)=2.24, p=.11$)。このことは、懇談会によって、手続的公正の評価が向上したことを意味するため、仮説1は支持されたとと言える。

次に、有意差がどの段階で生じているかを明らかにするため、項目毎に多重比較 (Dunnett's t test) を行った。その結果、委員選定の適切さ、行政の回答の適切さ、懇談会運営の公正さ、では懇談会開始前

と第3回懇談会後の評定値間に有意差が認められた (委員選定の適切さ: $m = 78, p<.05$ 、回答の適切さ、運営の公正さ: $m = .88, .81, \text{both } p_s < .01$)。また、委員への尊重感の高さと意見表明機会の十分さでは、開始前と第一回懇談会後の評定値の平均値間に有意差が認められた ($\Delta m = .68, .96, \text{both } p_s < .01$)。後半の二項目については、複数の懇談会を経ずとも認識に変化が生じやすいものであることから、前者の項目に比べて早めに変化が生じたと思われる。

(2) 手続的公正の効果

行政への信頼感は、懇談会開始前の 4.29 から懇談会終了後には 5.15pt に向上した。ANOVA を適用したところ、有意差が認められた ($F(3,21)=6.29, p<.01$)。fair process effect が認められたことから、仮説2は支持されたとと言える。

事業の妥当性と賛同度に対しても同様の分析を行ったが、これらの項目では fair process effect は認められなかった ($F(3,21)=2.01, 2.40, \text{both } p_s = \text{n.s.}$)。すなわち、仮説3は支持されなかった。これは、バリアフリー事業が社会的に善のプロジェクトであるため、

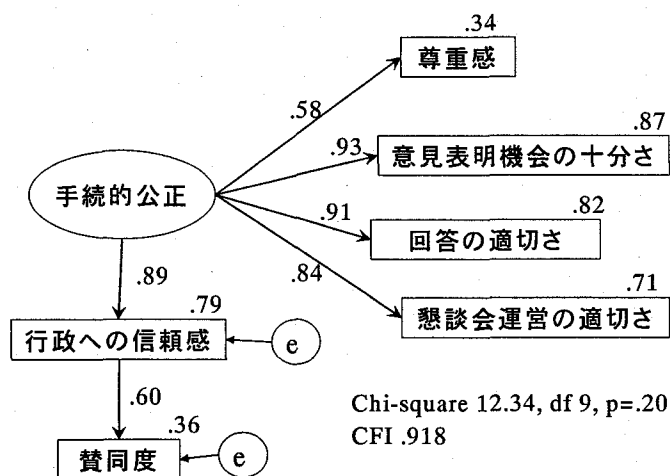


図-2 懇談会参加前の委員の態度形成

最初から妥当性と賛同度が高く、その評定値に大きな変化が生じなかったためと思われる。

(3) 委員の態度形成機構

懇談会参加前の委員の賛否態度の形成機構を検討するため、実施前のデータに共分散構造分析(SEM)を適用した。その結果、図-2に示すモデル構造が得られた。なお、潜在変数と尊重感を結ぶパス、及び信頼と賛同態度を結ぶパスは5%有意であったが、その他のパスは全て1%有意であった。

図より、手続的公正を示す因子は“行政への信頼”という変数を経由して賛否態度に影響を与えていることが分かる。このとき、事業の妥当性や自己利益感と賛同態度との間には有意な関係は見出せなかった。このことから、情報が不十分な状態においては、信頼感などの周辺情報を用いて賛否態度が形成されているものと考えられる。また、このことは、仮説4が支持されたことを意味している。

次に、全3回の懇談会が終了した後のデータを用いて、SEMを行った。分析結果を図-3に示す。このとき、信頼と賛同態度を結ぶパスは5%有意であったが、その他のパスは全て1%有意であった。

図をみると、賛同態度は妥当性や自己利益の評定から強い影響を受けていることが伺える。このことは、情報が十分に提供された場合には、妥当性や自己利益は重要な態度形成要因になることを意味する。このとき、自己利益の総合効果が.90であることから、それが重要な態度形成要因であることが伺える。

一方、情報開示は信頼感を通じて賛同態度に影響を与えているが、その総合効果は.15と小さい。こ

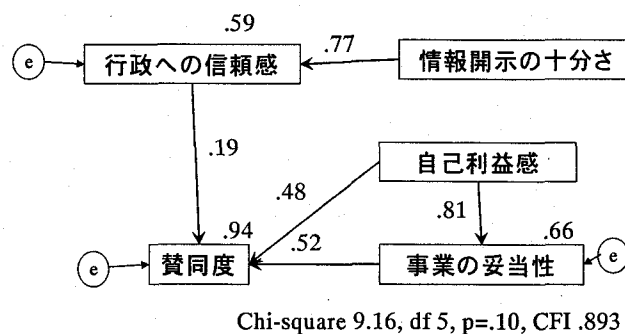


図-3 懇談会終了後の委員の態度形成

のことは、十分な情報が得られた場合には、賛否態度の形成において、分配的公正が手続的公正以上の影響力を持ちうることを示唆している。すなわち、仮説5は支持されたと言える。

6. 結論

本研究では、住民懇談会の委員から得たパネルデータを用いて手続的公正の効果を検討した。その結果、①公正な手続きにより、行政の信頼は向上すること、②情報が不十分な状態では、市民は行政への信頼感に基づいて賛同態度を形成するが、十分な情報を得た場合には、自分なりの事業の妥当性評価に基づいて賛否態度を決定する、ことが示唆された。

謝辞：データの収集にご協力くださいました「古川駅前大通りバリアフリー歩道整備に関わる懇談会」の委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

〈参考文献〉

- 例えば、松田・石田：都市計画マスタープラン策定過程におけるパブリック・インボルブメント活動および情報提供が市民意識等に与える効果の分析、都市計画論文集、35、871-876、2000。
- Russel, S and Herzer, J. K.: Enhancing public involvement through full utilization of communications technology, *Transportation Research Record*, 1817, 177-182, 2002.
- 例えば、Tibaut, J. and Waker, L.: Procedural justice: A psychological analysis, Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum, 1975.
- 例えば、Van den Bos, K., Lind, E.A., Vermunt, R., and Wilke, H.A.M.: How do I judge my outcome when I do not know the outcome of others?: The psychology of the fair process effect, *Journal of Personality and Social Psychology*, 72, 1034-1046, 1997.
- Leventhal, G.S., What should be done with equity theory?: New approaches to the study of fairness in social relationships, in Gergen, K. et al (Eds), *Social exchange: Advances in theory and Research* 27-55, 1980.
- 馬場：NIMBY 施設立地プロセスにおける公平性の視点、都市計画論文集、37、295-300, 2002.
- Petty, R.E. & Cacioppo, J.T: The Elaboration Likelihood Model of Persuasion, *Advances in Experimental Social Psychology*, 19, 123-205, 1986.
- 青木・西野・松井・鈴木：公共事業に対する情報提供と態度形成、土木学会論文集、No.737/□-60, 223-235, 2003.
- Lind, E.A. and Tyler, T.R. 1988. The social psychology of procedural justice, New York Plenum Press.